

社会福祉法人緑伸会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人緑伸会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事長及び理事、監事、評議員、評議員選任・解任員、苦情解決第三者委員をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 実費弁償費とは、理事会、評議員会等に出席した場合、また理事長の命を受け法人の業務を行った場合で、通勤に係る費用や宿泊費等をいう。

(理事会又は評議員会等の出席報酬)

第3条 役員が、理事会又は評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、役員が、同一日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条(役員の業務報酬等)の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費(2Km未満は支給しない)の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

(役員の業務報酬等)

第4条 役員が、理事会又は評議員会等以外の日において、法人の業務及び施設運営のための業務にあたった場合においては、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費(2Km未満は支給しない)の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、合理的な事由があればその実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により報酬及び旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、2019年5月1日より実施する。

別表 1 (日額) (第 3 条 関係)

名称	報酬(日額)	実費弁償費(日額)
理事会出席報酬等	5,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	2,000円
評議員選任解任委員会 出席報酬等	5,000円	2,000円
苦情解決第三者委員会 出席報酬等	5,000円	2,000円

別表 2 (日額) (第 4 条 関係)

名称	報酬(日額)	実費弁償費(日額)
理事長業務報酬	5,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬	5,000円	2,000円
監事監査指導等業務報酬	5,000円	2,000円
苦情解決第三者委員業務報酬	5,000円	2,000円